

Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

2 医療・治療に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 医療機関支援給付金事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応において、感染リスクと厳しい現況下、最前線にて対応されている医療機関に対し、感染拡大防止への対策推進及び地域における医療提供体制が確保・維持できるよう支援するため、医療機関支援金を交付します。</p> <p>【給付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無床一般診療所 50万円 ・有床一般診療所（※全床が休床中の場合は除く） 100万円 ・病院（99床以下） 200万円 ・病院（100床～199床） 400万円 ・病院（200床～299床） 600万円 ・病院（300床～399床） 800万円 ・病院（400床～499床） 1,000万円 ・病院（500床～） 1,200万円 ・歯科診療所 25万円
<p>対象者</p>	<p>令和2年6月1日時点で、津山市内で開設及び開業しており、保険診療を実施している保険医療機関（病院、一般診療所、歯科診療所）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>申請手続については、各医療機関に個別にご案内します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069</p>
<p>備考</p>	